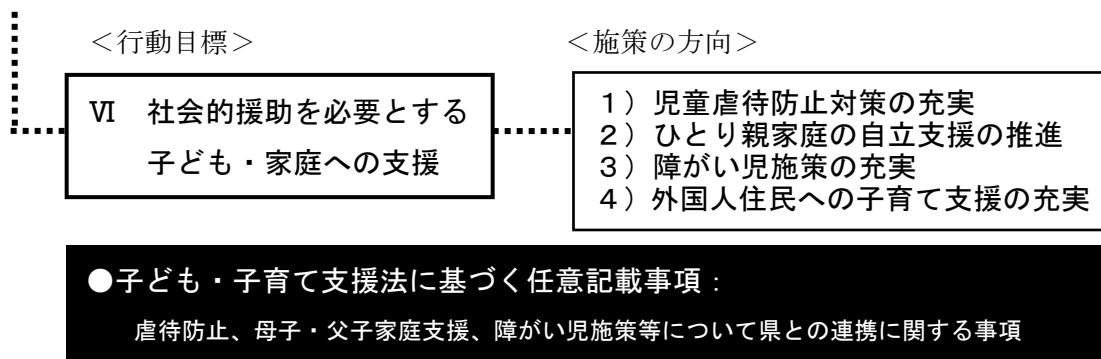


## ひとり親家庭の自立支援の推進について

### ◆子ども・子育て支援事業計画の施策体系



### ＜ 論 点 ＞

- ・ひとり親家庭の自立支援を、どう強化するか。
- ・県との連携について、どう考えるか。

#### (1) 施策の方向について

淡海（おうみ）子ども・若者プラン（滋賀県母子家庭及び寡婦自立促進計画）を踏まえ、「子育て・生活支援策」「就業支援策」「経済的支援策」を柱として、総合的な自立支援を推進します。

子育てや生活、就労等を支援するため、母子家庭等の自立に必要な情報を提供するとともに、きめ細やかに対応できるよう相談体制の充実を図ります。

福祉、保健、雇用、教育、法務など多岐の分野にわたった支援が必要であり、関係機関との協力・連携の強化に取り組みます。

## (2) 施策の方針と推進事業について

ひとり親家庭については、経済的に厳しい家庭が多く、就業支援を充実させるとともに、仕事と子育てが両立できるよう子育て・生活支援についても、関係機関が連携して重点的に取り組みます。

### 《ひとり親家庭向けとしても取り組み強化が望まれる一般施策》

- ・子ども・子育て支援サービスの充実  
特に、放課後・長期休暇の居場所となる放課後児童クラブの充実  
(利用料の軽減等)
- ・ワークライフバランスの実現

### 《ひとり親家庭向け施策》

#### ①子育て・生活支援策

事業名	次期計画の方向
母子・父子自立支援員の配置(総合的・包括的な相談支援) ※自立に必要な情報提供、相談指導等職業能力及び求職活動に関する支援を実施	(継続) 収集情報の充実
母子自立支援プログラム策定事業の実施 ※個々の状況やニーズに応じて就業までのサポートを行い、相談支援の充実・強化を図る	(継続)
保育所入所への配慮(優先利用)	(継続)
母子家庭等日常生活支援事業 ※一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合等、家庭生活支援員を派遣	(継続)
子育て短期支援事業(ショートステイ) ※滋賀県「子どもと家族を守る家づくり事業」を併せて実施することが可能。	平成28年度 1カ所 ※地域子ども・子育て支援事業
総合的な支援のための相談窓口の整備検討 ※就業支援専門員の配置等(H26年度・国予算案)	

## ②就業支援策

事業名	次期計画の方向
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業の実施 ※県指定の職業能力開発講座の修了時、受講料の一部を支給	(継続) 国の制度に基づき支給
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業の実施 ※保育士等専門的な資格取得のため2年以上のカリキュラムを受講する場合、生活資金を支給	(継続) 国の制度に基づき支給
ハローワーク、滋賀マザーズジョブステーションとの連携強化	
滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターとの連携強化	

## ③経済的支援策

事業名	次期計画の方向
児童扶養手当の支給	(継続) 国の制度に基づき支給
母子・寡婦福祉資金の貸付 ※修学資金、修業資金等の貸付。 修業資金月 68,000 円×5 年以内など。 ※H26. 10. 1～父子福祉資金が創設	(継続) 国の制度に基づき支給
養育費確保のための相談体制、専門機関との連携強化	(継続)
ひとり親家庭の医療費助成 ※父子家庭のみ所得制限有	(継続)

## ●子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）（一部抜粋）

### 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

#### 三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

#### 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

##### （二）母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

- ・子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進
- ・子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進

## ●淡海子ども・若者プラン（平成22年度～26年度）（一部抜粋）

### 第3章 基本目標と具体的施策の推進

#### 4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

##### 〔基本目標〕

- ・「親の自信と幸福」があつて「子の幸福」があるとの基本認識を共有し、ひとり親家庭に対し必要とされる時に必要な支援を行います。
- ・ひとり親家庭は社会を構成する一つの家族形態であるとの認識のもと、ひとり親家庭に対する社会全体の理解が深まり、ひとり親家庭が安心して生活や子育て、社会参加等ができる環境整備を進めます。

①養育費についての広報・啓発・相談の充実

②仕事と家庭を両立するための子育て支援の推進

③ひとり親家庭への情報提供、ひとり親家庭に対する理解促進のための啓発等

##### 〔具体的施策〕

#### （1）真の自立をめざし、生活の安定および向上を図る就業支援

ア 一人ひとりの状況やニーズに応じた就業情報提供、職業あっせんおよび能力開発の支援の推進

イ 企業・団体等における雇用の促進に向けた広報・啓発の推進

#### （2）仕事と家庭を両立するための子育て支援の推進

ア 保育所および放課後児童クラブの充実等

- イ 家事、育児の援助などの支援の推進
- (3) 生活基盤である住宅の確保のための支援
  - ア 公営住宅への優先入居制度の推進
  - イ 民間住宅への円滑な入居の支援
- (4) 生活の安定と自立を可能にするための経済的支援
  - ア 経済的支援
  - イ 養育費についての広報・啓発・相談
- (5) 心のケア等も含め、それぞれの家庭の実情に応じた相談・支援を実施していくための体制づくり
  - ア 母子・父子自立支援員、ひとり親家庭福祉推進員などによる相談体制の充実
  - イ 母子・父子福祉団体との協働による相談事業の推進
  - ウ ひとり親家庭ふれあい交流事業の推進
- (6) ひとり親家庭への情報提供およびひとり親家庭に対する理解を促進するための広報・啓発
  - ア 関係機関等における適切な情報共有
  - イ ひとり親家庭に対する施策の周知の徹底
  - ウ ひとり親家庭についての理解を広めていく広報・啓発の推進

## ●関係課ヒアリング 第2回子ども・子育て会議 資料2（一部抜粋）

### 《ひとり親家庭》

- ・給付制度（経済的な支援）を手厚くすることで、逆に自立する力を阻害してしまうことに繋がってしまうこともある。自立につなげていく施策が必要である。
- ・ひとり親家庭では、（近くに支援者がなければ）一人で家族を支えていかなければならないので、安心して仕事ができるよう子どもを預ける場所の確保が不可欠である。
- ・転入者の中には、車に乗れない人や自分の車を持っていない人が多く、自宅近くに子育て支援サービスの拠点が必要である。
- ・子どもの急な病気ため、長期間休暇を取ったことにより会社を辞めざるを得なかったという実態を受け、社会全体として、（正規職員、非正規職員問わず）看護休暇を取得しやすい環境を整えていくことが必要である。